

有限責任中間法人 出版物貸与権管理センター

使用料規程

(平成18年8月31日 届出)

1. 目的

この規程は、有限責任中間法人出版物貸与権管理センター（以下「本センター」という）が管理委託契約約款に基づいて貸与権を管理する出版物（言語、美術、図形、写真、編集著作物の複製物）の貸与使用料を定めることを目的とする。

2. 使用料

本センターが、貸与権を管理する出版物の貸与について、以下のようにその使用料（税込：以下同様）を定める。

(1) 出版物ごとに使用料を支払う場合

- ① 出版物を公衆に貸与することを業とする者（以下「貸本業者」という。）が、出版物ごとに使用料を支払う場合の出版物1冊の使用料は、貸与の回数にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	使用料
出版物の定価 550 円未満	2 6 5 円
出版物の定価 550 円以上 1,000 円未満	4 8 0 円
出版物の定価 1,000 円以上で 以後、500 円毎	3 2 0 円加算

- ② ①にかかわらず、貸本業者が、同一店舗において 10,000 冊以上の出版物を一度に購入して一括して本センターに支払う場合の使用料は、貸与の回数にかかわらず、次のとおりとする。

ただし、本規定は、前回の適用時から3年以上経過しなければ適用しない。

区 分	使用料
出版物の定価 550 円未満	1 5 0 円
出版物の定価 550 円以上 1,000 円未満	2 8 0 円
出版物の定価 1,000 円以上で 以後、500 円毎	1 8 5 円加算

(備考)

本規定の適用を受けるためには、あらかじめ「個別タイトル (I S B N)」および「冊数」のリストを本センターに提供するとともに、出版物購入後、3年間の個別タイトル毎の「月次貸与回数」を本センターに報告しなければならない。

(2) 貸与回数に応じて使用料を支払う場合

(1) によらず、貸与回数に応じて支払う場合の1冊1回ごとの使用料は、次のとおりとする。

出版物の定価の8%

(3) その他

管理の効率化又は契約の促進のため、特段の事情がある場合には、利用者と協議の上、上記(1)及び(2)の使用料を減額することができる。

3. その他

上記2の規定を適用することができない貸与方法により出版物を利用する場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して利用者と協議の上、使用料の額を定めるものとする。

4. 特則

委託者が使用料の免除を認めた貸本業者が、当該免除の対象となる出版物を貸与する場合については、使用料を免除する。

附則

(実施日)

この使用料規程は、平成18年12月1日より実施する。